

毎年12月3日～9日は

# 障害者週間です

☎ 障がい者支援課 ☎ 23-5158

障害者週間とは、障がい福祉への関心と理解を深め、障がいのある方のさまざまな分野での活躍の促進のために平成16年6月に「障害者基本法」で定められた週間です。この週間をきっかけに、障がいのある方にどのような配慮や支援が必要なのかを知り、理解や関心を深めましょう。

## 障害者差別解消法をご存じですか？

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。障がいのある人もない人も、互いに人格や個性を尊重し認め合い、共に生きる社会の実現に向け、平成28年4月から施行されました。

この法律が6月に改正されたことにより、合理的配慮の提供が、努力義務(できるだけやらなければならない)から、法定義務(やらなければならない)に変わりました。

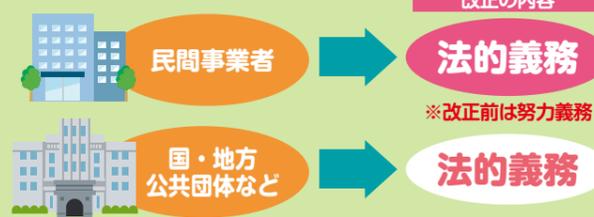
### 「不当な差別的取扱い」の禁止

障がいがあるということだけで、正当な理由なく、商品やサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりしないこと。



### 「合理的配慮」の不提供の禁止

さまざまな場面で、障がいのある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で社会的障壁を取り除く配慮を行わなくてはならないこと。



## 合理的配慮の提供の一例を紹介します

### タブレット端末活用

文字の読み書きが困難な方には、タブレット端末や音声読み上げソフトで対応できるようにする。

### 専門用語は使わない

複雑な指示や文章の理解が難しい方には、できるだけ簡単な言葉や、写真やイラストを使用し説明する。

### 段差を解消する

車いすを利用する方などが自力で移動できない場所(段差など)に、スロープやエレベーターを設置する。

### 環境の整備

疲労や緊張が大きい方のために、休憩スペースを設けたり、業務時間などを調整する。



市の障がい者支援課窓口では、タブレット端末にUD\*フォントを使い対応しています。  
※UD(ユニバーサルデザイン)とは、生活する上で、「使いやすさ、見やすさ」に配慮や工夫をしたデザインを指します。

市でも、手続きやサービス提供の場などにおいて、障がいを理由とする差別をせず、さまざまな場面において合理的配慮の提供を実施しています。

農福連携とは、障がいのある方などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参加を実現していく取組です。今回は農福連携において、実際に障がいのある方が農作業を行うまでの流れを紹介します。

## 農福連携の流れ



# 農福連携



☎ 農政課 ☎23-5122  
☎ 障がい者支援課 ☎23-5158  
市ホームページ

## 市内で農福連携に取り組む福祉事業所の職員の方にお話を伺いました

- **就労継続支援B型事業所 PLUS2** <sup>プラスツー</sup> <sup>やしま</sup> 矢島さん  
「障がい者だからできないでしょ？」という世間のイメージをなくすためには、障がいがあることを言い訳にしないで、どの仕事にもプロ意識をもってやるのが大切だと思っています。事業所の職員が、利用者一人ひとりに合わせて作業を分割し、その人の特性に合わせて指示をします。その人の特性が仕事とかがみ合うと、十分に能力を発揮できます。
- **就労移行支援事業所 ワンズ** <sup>みやざわ</sup> 宮澤さん  
利用者に口頭で指示するだけでなく、実際に隣について作業をやってみせることで見て覚えてもらうように工夫しています。事業所の外で行う作業はあまりないので、季節を感じながら作業できるのも利用者にとっていいことだと思います。
- **多機能型事業所 リズム** <sup>あかほり</sup> 赤堀さん  
事業所にはいろいろな人がいますが、中にはブドウの房の中から実を落とす作業など細かいことが苦手な人もいますので、そういう場合は補助をします。野外での作業は体を動かすことで体力がつくので、利用者も野外での作業を楽しみにしています。
- **就労継続支援A型事業所 self-A・CPF** <sup>とよやま</sup> 上田 遠山さん  
シンプルに、わかりやすく指示を出すように気を付けています。長さなどの基準ははっきり目で見えるようにハサミや指などに印をつけ、それと比べながら作業します。利用者の中には毎日仕事をするのが難しい人もいますが、シフトを組んで交代しながら作業することで、そういう方も働くことができます。障がいのある方への正しい理解が広がっていけば、農業の分野でももっと活躍していけると思います。



※利用者…事業所の利用者。